

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 8年 1月26日
午後 1時35分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第1号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	児 玉 史 則	副委員長	山 本 数 博
委員	益 田 一 磨	委員	佐々木 智 之
委員	熊 高 慎 二	委員	浅 枝 久美子
委員	小 松 かすみ	委員	南 澤 克 彦
委員	新 田 和 明	委員	山 根 温 子
委員	大 下 正 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	金 行 哲 昭
委員	秋 田 雅 朝		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（8名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	沖 田 伸 二
総務課行政係長	塚 本 真 樹	財政課財政係長	高 橋 秀 尚

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（5名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻
主 事	波多野 奈 美		

~~~~~○~~~~~

午後 1時35分 開会

- 児玉委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は15名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を開会いたします。  
本日の日程は、本日の臨時会において本委員会に付託されました議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題といたします。  
まず、審議方法について、お諮りいたします。  
審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び1月補正予算（第9号）所管別事業名一覧表を用いて審査し、企画部長の要点説明の後、質疑を行います。  
これに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕
- 児玉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
審査に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 本会議に引き続き、よろしく願いいたします。  
本日は、予算決算常任委員会へ付託となりました議案第1号の補正予算について、審査をしていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
- 児玉委員長 これより、議案の審査に入ります。  
議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題といたします。  
補正予算全体の歳入及び歳出の要点について、説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）の要点の説明をします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,905万9,000円を追加し、予算の総額を209億1,201万8,000円とするものです。  
まず、説明資料のほうを御覧ください。  
補正予算に計上するのは、安芸高田市重点支援地方交付金現金給付事業に関わる経費で、その目的は、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減するため、国の交付金を活用し、住民1人当たり1万円の現金を給付するものです。  
対象者は、2025年12月1日を基準日として、住民基本台帳に記録されているものとします。  
給付方法は、受け取り場所を安芸高田市内に16ある郵便局の窓口とし、

市から送付する通知書を持参いただき、本人確認の上、給付するものとします。

この給付は、代理人受領、窓口受け取りが困難な方の口座振込にも対応します。

この事業に要する費用は2億9,905万9,000円で、スケジュールの概要は記載のとおり、3月下旬に通知書の発送を行い、4月中旬より給付を開始したいと考えています。

では、補正予算書のほうに戻ってください。

10ページ、11ページです。

歳入です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、2億9,905万9,000円の増額です。

続いて、13ページをお開きください。

歳出です。

重点支援地方交付金現金給付事業費は、冒頭説明した住民1人当たり1万円の現金給付に要する費用として、業務委託料や電算システム改修業務委託料を計上するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

今部長のほうから説明を受けたんですけど、総額が2億9,905とあるんですが、これは全てのこれに関しての事業としての経費は、これで全て含まれているのか、いろいろなことで詳細なことはまだほかにあるのか、1点お聞きします。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長

お見込みのとおりです。全てこの費用の中に含まれております。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

これ人口1人当たり1万円ということで、2億五千数百万円ということになると思うんですけども、となると、事務作業の委託料は約4,000万円程度と見込んでよろしいのでしょうか。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長

お見込みのとおりです。現金給付業務に委託に要する費用が4,335万6,000円で、13ページに書いてありますように、システム改修等に要する費用が140万3,000円と計上しております。

以上です。

- 南澤委員 となると、先ほどの説明だと、郵便局に委託をするということで、郵便局のほうに事務手数料4,335万円ですかね、こちらのほうが支払われるというような認識で間違いないでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 厳密に言いますと、日本郵便株式会社の関連企業であるJPコミュニケーションズという企業と委託契約を締結いたします。これは地方自治法上の指定公金事務取扱者と自治体が契約するという手続を踏んで契約をしまして、そのうちに、住民の皆様へ交付する交付金についても、併せて資金前渡という形で契約に含んで契約をしたいというふうに考えております。  
なお、この手続の中には、通知書の発送であったり、コールセンターの運営、それから、口座振替の登録であったりとか、そういったものを一括して委託することを見込んだ費用となっております。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 コールセンターの運営というのは包括的な感じになると思うんですけども、その通知だったり口座振替だったりというところは、住民1人当たり単価として幾らぐらいかかるものでしょう。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 1人当たりでは算出はしていないんですけども、コールセンターの運営費が約400万円ぐらい、それから、窓口での給付の費用として、郵便局側にお支払いする費用として1,200万円ぐらいを見込んでおります。  
概要としては以上でございます。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 先ほどの説明で、とても忙しい時期で行政のほうで請け負うよりも、外に出してアウトソーシングしたほうが行政負担も軽減されるんじゃないかというような説明があっても、その辺りは納得するんですけども、ほかに、例えばスマホ決済を利用した給付の仕方などもあるかと思いません。そういったところと、費用面での比較検討をされてこういう形になったのかどうなのかという点をお聞きしたいと思います。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 比較検討も行ってまいりました。比較の対象としたら、現金給付する方法や口座振替に特化してやる方法など、様々な方法がありますが、今回の郵便局の窓口で交付するということが、公平性や迅速な対応であったり、そういったものを優先すると、コスト的にもお米券等の事務手数料の比率よりも少ない費用でできるということでございましたので、現

状最適だろうと判断しております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 給付方法、3のイのところなんですけども、委任状関係等々のところをもうちょっと詳しく御説明いただけますでしょうか。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長 委任状については、通知書の中に一緒に含めて通知したいというふうを考えておまして、代理人でも受領できるという制度としたいと考えております。ここでいう代理人というのは、現時点で想定しておりますのは、基準日時点で対象者の属する世帯の世帯構成員、それから法定代理人、委任状に記載する委任代理人というの3パターンを想定しております。

以上です。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 今民間なんかではかなり本人確認書類が厳しいことも聞いているので、例えば、生まれた赤ちゃんが委任状を書くわけにいかないんで、そこらも含めて、もうちょっと丁寧にやっていく必要があるのかなと思って、そこらからもうちょっと詳しく決めていられれば教えてください。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長 例えば、赤ちゃんに給付する場合であると、世帯主に対してその通知を送らせていただきたいと思っております。世帯主に通知して、世帯ごとに給付受け取りをしていただきたいというふうに制度上想定しております。

以上です。

○児玉委員長 新田委員。

○新田委員 例えば、本人確認はコピーでもいいということで認識でいいんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長 代理人を受領する場合ということに対してのお尋ねだと思いますけれども、代理人で受領に来られた場合には、委任された方の本人確認のコピー、それから、代理人で受領される方御本人の身分の確認もさせていただきたいというふうに考えております。その上で、受領されたら受け取りについて御署名いただくなど、二重交付を防ぐような仕組みを構築したいというふうに考えております。

以上です。

○新田委員 もう一回いいですか。

- 児玉委員長 はい。
- 新田委員 ということは、全く世帯ではない、法的に確立された方でもない全くの他人で、例えば御友人などで本人確認のコピーと、それから委任状を持ってきましたというのはあり得ないということですね、じゃあ。それで支給はないということでもいいですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 交付に当たりまして、その通知書の持参を義務化したいと思っております。現在考えておりますのが、改ざん防止を施した通知書であったりとか、その原本をお持ちになられるということが二重交付等の防止であったりとか、無関係の第三者から受領されないようにという対策として考えているところです。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高慎二委員 説明資料の3、給付方法の口座振込についてお伺いをいたします。  
先ほど委託料全て金額含まれるという御説明だったんですけども、口座振込が増えた場合、手数料は郵便局が持たれるんでしょうか。そこを教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 現時点で現金給付が7割程度、口座振替が3割程度ということで費用を算定しております。現金給付の場合も口座振替の場合も、スムーズにいけばそれほど金額差がないというふうに見込んでおりますので、費用の中で対応できるものというふうに考えております。  
以上です。
- 児玉委員長 熊高慎二委員。
- 熊高慎二委員 差がないというところをもう一回丁寧に教えてもらっていいですか。振り込みと現金給付差がないというふうな説明だったんですけど、お願いします。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 郵便局の窓口で交付するに当たり、人的費用等が発生いたします。それと、システムの対応等の費用も要してきます。口座振替の場合は、返信用封筒を一緒に送ろうと思ってるんですが、返信いただいた口座の登録作業であったりとか、振込手数料で口座に振り込みますという通知書を発送する費用が、両方とも1,000円ぐらい1件当たりかかるというふうに見込んでいますけれども、そう大差なくできるんだろうというふうに見込んでおります。  
以上です。

- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 関連なんですけども、3の(2)口座振込の米印のところの現金給付の受け取りが困難な場合等とあるんですけども、具体的にはどういったケースを想定されているのか教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 郵便局の窓口で給付ということになりますと、基本的に平日の9時から5時までの間の受け取りということになります。その時間にどうしても行けない方であったりとか、入院されている方であったりとか、様々な要因があろうかと思imasので、困難な方というふうに記載しておりますけども、基本的にはできるだけ現金で給付していただきたいという考えですが、それが対応できないという方については、代理または口座振込でも対応いたしますというような考えでございます。  
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 うろ覚えで申し訳ないんですけども、コロナの給付金とかのときに、マイナンバーカードに紐づいた口座にプッシュ型で送金をするような形の給付の仕方があったかと思うんですけども、そういった形ではなく、一旦郵便局に事務を委託して、郵便局のほうで受け取るような形にしたというのは、これはどうしてなんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 マイナンバーカードを使ってマイナポータル等でプッシュ給付する方法についてですけれども、本市の見込みとしては、恐らくというか、見込みとしては、マイナンバーカードと公金受け取り口座の登録者の方が約半数程度いらっしゃるんじゃないだろうかと見込んでおります。その方々については、そういった給付の方法もできると見込みましたけれども、それ以外の方、半分の方については、口座振込または現金給付の手続が必要となっております。プッシュ方式で振り込みますと、早くできる反面、口座振込であったりとか、現金給付の方が遅れるということで、交付時期に大きな時期の開きが出るんじゃないかなというようなことも考えておりました。一律的に郵便局の窓口で現金を給付するという方法が、公平性でも望ましいんだろうというふうに判断して、今回はそういった方式を採用していないということです。  
以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 分かりました。  
資金前渡で先に全額をお渡ししてということなんですけれども、実際

に受け取りに来ない方も中にはいらっしゃると思います。そういった場合は、事務手数料も含めてどのようになるのかをお聞かせください。

- 児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 通知を行って、給付の手續に来られない方については、再度こういった期日や交付金の事業概要についてお知らせをしたいというふうに考えておまして、一定率の費用を現時点で委託料の中に見込んでおります。  
以上です。
- 児玉委員長 続いて、答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 郵便局とは最終的に実績に応じた形で契約のほうを変更いたしまして、返金をしていただくように考えております。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 南澤委員のところで、マイナンバーカードの交付、半分ぐらいがマイナンバーカードでできるけどもという。でもいろいろ公平性とか云々かんぬんとおっしゃったけど、マイナンバーカードの有利性を一気に推し進める相乗効果というのが出てくるような気がするんですが、そういう視点はなかったんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 熊高委員おっしゃるように、マイナンバーカードの利用ということも検討いたしました。今回の給付金におきましては、できるだけ早く物価高騰対策ということで、市民の方に給付をしていこうということを第一で考えたところ、システムというか、制度の構築に当たって、まず、マイナンバーカードでの給付となりましたら、そこをマイナンバーカードで給付できなかった方が後になってしまいます。まず、マイナンバーカードで給付をする、そこでできない方のリストをさらに抽出して、その方に今度は郵便局を利用して現金なり口座なりの給付をするという形で2段階の制度構築をすることになると考えました。そうすると、2段階目の給付をする方については、時期が遅れてしまうことを懸念し、一斉に郵便局で委託をして現金を払うと。まず、郵便局で委託をするというところで、市がやるものと郵便局でやるものと、別の人のリストを作るということで、時間的にやっぱり早くに給付をしようと思った場合には、一括で郵便局で対応していただくのが一番市民の方には早く現金が給付できるのではないかとというふうに考えました。システムの違うものを使うので、やっぱり一つの統一的なシステムで使ったものが二重交付等の危険性もなく、安心して給付ができるものと考えて、このような方式を取らせていただきました。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。

- 熊高昌三委員 窓口業務に一括して委託する、JP何とかというんですかね、それで一括することで市役所の業務そのものがシンプル化できるということもあったんでしょけども、やはり行政としてマイナンバーカードの推進をするというのをずっとやってきたわけですから、そういったメリットがやっぱり、あっちのほうがいいなということになれば、マイナンバーカードの取得率も上がってくると思うんですよね。そういったところはうまく行政としても活用すべきだろうというふうに私は思いますけども、今回は一括でシステム化するという形で業務の効率化をということですが、もっとうまくやったほうがいいような気がするんですけどね、私は。
- 児玉委員長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 熊高委員おっしゃるとおりだと考えます。今後DXの推進化というところの、来年度に向けて新設をしていきます。その中においても、給付事務というのが今後もないとは限りませんので、制度構築に向けて、マイナンバーを使った制度構築に向けて研究をしてまいりたいと思います。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 おっしゃるとおりですと言われたらこれ以上言えんのですけども、別の視点でちょっとお聞きしますけども、先ほど本会議のほうで言いました、2億9,000万近いものが今回上がってきておりますけども、その上で3億8,000万という、高下部長おっしゃった、この入る窓口といいますか、これは歳入として2億9,900余りが入ってますけど、あとは新年度予算で議論するというふうにおっしゃったんだけど、これはどの時点で歳入という形に見えてくるんですか。私の認識不足なんかも分かりませんが、仕組みがちょっとよく分からんのですけど。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 まず、この安芸高田市で重点支援地方交付金の交付限度額が国から示されたのが3億8,362万2,000円という金額になります。これについては、枠が国としてそれだけ安芸高田市さんにはありますよというふうに示されたということであって、これをこのうちどれだけ使うかということについては、これから市のほうから申請をして行います。ですので、これよりももしかしたら金額少ない形で事業構成をする自治体もあるかもしれませんが、それよりも多く、例えば4億円くらいの事業費を組んで、一部一般財源を使ってでもその事業をやるというふうな判断をするところもあると思います。ですので、この予算化するというふうな、予算として見えてくるというふうな意味では、今回は市民の皆さんへの交付金の交付というふうな形で2億9,905万9,000円というのを予算化しますが、予算化を次の段階で残りの部分について行うというのは、新年度予算の中で予算化をいたします。そのときには事業費が幾ら幾らで、そのうち幾らをこの重点交付金を使いますというふうな形でお示しをすることに

なります。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 追加の申請をするという形、それは中身によって額がまた繰り返される、国のほうが査定をして、その額が満額もらえるかどうかというのは、今後の政策としての中身によって国が判断してくるというふうに受け止めてよろしいんですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 国のほうには実施計画というもので本市がやる事業を事前に提出します。その内容をまず国のほうで内容を精査をした後に、交付決定という形でいきますので、その時点で交付限度額の範囲内で交付金が決定されるということになりまして、最終的には事業が終了したところで、事業確定した後で交付金の申請を再度して、精算払いを請求するような形というような流れになってきます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほどの関連で、マイナンバーカードに紐づけて、プッシュ型で送金した場合、事務委託料というのがかなり削減されるのではないかなと思うんですけども、とはいえ、職員さんの事務が発生するわけで、その辺りでどれくらい差額が出るというふうに考えられますでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長 ちょっと細かい数字を今持ち合わせておりませんが、デジタル庁のマイナポータルを活用した方式で、委託期間を6月ぐらいまでというふうに限定した場合で約400万円程度かかる、特別定額給付金のときに、事務費として1,200万円程度必要だったことと併せて、マイナポータルと連動するためのシステム改修費等も一定額必要となります。そうなった場合に、またコールセンター等の費用等がかかりますので、大体2,000万円前後ぐらいの費用は必要になるだろうというふうに思っています。ただ、この交付金制度の中身として、正規職員の人件費は交付金の対象外となりますので、先ほど申しあげました特別定額給付金、令和2年度の事業のときにもそういった制度だったと思います。ですので、正規職員の人件費が入ってないものとして聞いていただければというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点ちょっと聞いてみます。

寄附をされてもいい人が、市が財政厳しいから寄附をしたいんですがという申出があったらどのような対応を取られますか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。

○玉井総務課長 御質問のあった寄附をしてもいいかという部分については、辞退されるケースを想定されているのではないかと思いますけれども、辞退の申入れがあった場合は寄附をしないという方法を取りたいというふうに考えております。  
以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山根委員。

○山根委員 毎回こういう現金給付について上がってくることは感じてるんですけども、世帯内での公平性というか、DV被害者とか、そういう方たちも本市でいらっしゃってるかどうか、それは数値的には把握はしておりませんが、そういう場合、どうしても対象者を住民基本台帳でやって、世帯主単位、そして代理人の受領ということになると、なかなかDVの被害者でもう別れて暮らしている方々のところには届かないような状況がこの本市においてあるかどうかという、そういう状況も把握をされてるのかどうか、その上でどのようなやり方をされてるのかというところまでお考えというか、対応があればお聞きしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
玉井総務課長。

○玉井総務課長 DV等の避難者についてお尋ねだった点について、本市の中でも避難施設に避難されている方という方がいらっしゃいます。そういったところは把握しておりますので、その対応については、できるだけ本人に給付できるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。  
以上です。

○児玉委員長 山根委員。

○山根委員 考えていきたいということは、今の時点ではその対応はできているわけではないというふうに受け止めてよろしいですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。

○新谷総務部長 DVの関係につきましては、市民課のほうとも連携をしております。その対応については、今までもしてきておることではあるんですけども、DV被害者の方の所在が分からないような形、それから、その方にも給付ができるような形で対応をするように制度設計をしておりますので、御安心いただければと思います。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、全ての審査を終了し

ます。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○児玉委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成については、皆さんから御意見等ありましたら発言を願います。

〔なし〕

○児玉委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

以上をもって、第12回予算決算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時14分 閉会